

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条の改正規定中「第一条」の下に「並びに第二条第一項及び第二項」を加え、『「作成及び」を「作成並びに」に改め、「特定増殖事業計画」の下に「及び特定植栽事業計画」を加える』を『改める』に改める。

第二条の改正規定、第三条第二項の改正規定、第三条第四項の改正規定、第四条の改正規定、第五条の改正規定、第六条第一項の改正規定、第九条の改正規定、第十一条第一項の改正規定、第十六条を削る改正規定並びに第十五条の改正規定及び同条を第十九条とする改正規定を削る。

第十四条第一項の改正規定、同条第二項の改正規定及び同条に一項を加える改正規定中『第十四条第一項中「及び認定特定増殖事業者」を「認定特定増殖事業者及び認定特定植栽事業者」に改め、同条第二項中「又は認定特定増殖事業者」を「認定特定増殖事業者又は認定特定植栽事業者」に、「又は認定特定増殖事業計画」を「認定特定増殖事業計画又は認定特定植栽事業計画」に改め、同条』を『第十四条』に改める。

第十四条を第十八条とし、第十三条の次に四条を加える改正規定並びに本則に見出し及び三条を加える改正規定を削る。

附則第二項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。